

「認知症バリアフリー宣言（仮称）試行事業」の説明会の開催のご案内

1 説明会開催主体等

日本認知症官民協議会（特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構内）

※1 厚生労働省の委託事業として実施

※2 協力団体：一般財団法人日本規格協会

2 説明会の日時及び開催方法

令和3年10月15日（金） 15:00～16:30

オンライン会議（Zoom ミーティング）

3 説明会の概要（予定）

- ・「認知症バリアフリー宣言（仮称）試行事業」実施の経緯、目的、概要等
- ・「認知症バリアフリー宣言（仮称）試行事業」への参加手続き、他

4 説明会への参加申込要領

説明会への参加申込は、下記要領にてお願いいたします。なお、お申込みいただいた方には、10月13日までに説明会参加のZoomのURLを送信します。

【参加申込要領】

申込方法：**別添・参加申込書**に記入し、電子メール添付で下記アドレスにお申込みください。

申込先：c2p@network.email.ne.jp（事務局宛）

申込期限：令和3年10月5日

「認知症バリアフリー宣言（仮称）試行事業」の概要

(1) 認知症バリアフリー宣言（仮称）とは

- 認知症の人の数は、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、700万人前後に達し、65歳以上の高齢者の約5人に1人を占めると推計されています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。
- 令和元年6月18日に発表された「認知症施策推進大綱」では、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくために認知症バリアフリーの推進を掲げており、認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが重要であるとしています。
- 認知症バリアフリー宣言（仮称）とは、認知症バリアフリーの推進による「地域共生社会」の実現に向け、適切な取り組みを行おうとしている企業・団体等のあらゆる組織（以下、企業等）の皆様の活動を支援するとともに、認知症バリアフリーを志向する企業等の皆様を「見える化（WEB等で広く公表）」する仕組みであり、認知症の人やその家族の方々にとって、安心して利用できる環境を提供することを目的とするものです。
- 認知症バリアフリー宣言（仮称）試行事業では、ご参加いただいた企業等の皆様に「認知症バリアフリー宣言基準(試行版)」にもとづき、企業等の認知症バリアフリー推進に向けた基本姿勢を踏まえたうえで、後述する「認知症バリアフリー推進のための4項目」に関する取組を実施することを宣言し、企業等の内外に公表していただくことを通じて、正式導入を見据えた様々な検証を行うことを予定しています。
- なお、認知症バリアフリー宣言（仮称）は、認知症バリアフリーの推進に向けて企業等としての方針や方向性を示していただくためのものです。活動の成果や取り組み内容の良し悪しを評価するものではありません。

(2) 認知症バリアフリー推進のための4項目（宣言にあたっての基本的な考え方）

- 認知症バリアフリー宣言の試行事業に参加する企業等におかれては、以下の4つの取り組みを推進していくことについて宣言をしていただく予定です。
- ①人材の育成
 - ・認知症バリアフリーの推進に向けて、当事者の立場に立って寄り添う取り組みが行われるよう、従業員などに対して認知症に関する理解を促す活動を行うこと。
 - (例) 企業等が内部で行う教育に加え、認知症サポーター養成講座などの外部機関による教育が考えられます。

②地域連携

- ・地域単位での認知症バリアフリーの推進に向けて、地域の行政機関（地域包括支援センターなど）、専門機関（認知症疾患医療センターなど）や企業などと連携を図ること。

（例）関係する地域の行政機関、専門機関、企業などを行う情報連携・意見交換や官民連携ネットワーク等への参加、認知症に関する地域活動への参加・資源提供などが考えられます。

③社内制度

- ・認知症バリアフリーの推進に向けて、介護離職防止や、当事者が働き続けられるなどの内部の環境づくりを行うこと。

※社内制度とは、企業だけでなく団体等における制度も含む概念です。

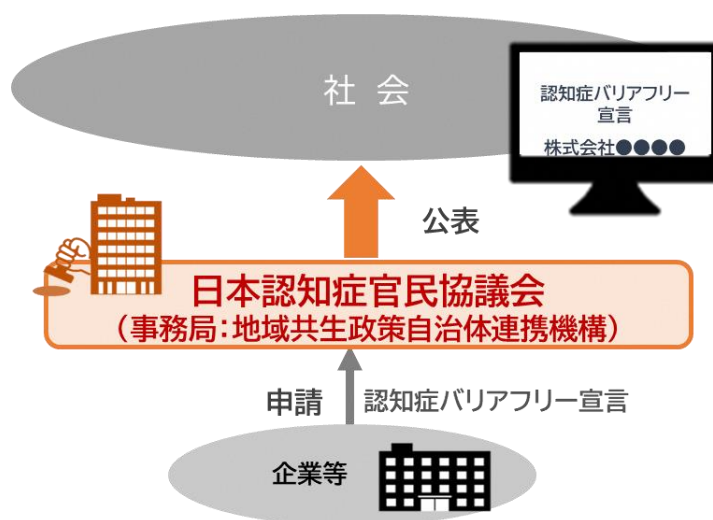
（例）認知症になっても働き続けられる制度や病気と仕事の両立を支える制度、介護と仕事の両立を支える制度、社内相談窓口の設置、認知症をサポートする外部専門機関と早期につなげる仕組みなどが考えられます。

④環境整備

- ・お客様やその家族が利用しやすい店舗・ウェブサイト等に向けてハード、ソフトの環境を整備すること。
- ・従業員などがストレスなく働ける職場などに向けてハード、ソフトの環境を整備すること。

（例）接客マニュアルの整備や支援スタッフの配置、スローレーン、優先時間帯などによるソフト面の取組みに加え、わかりやすい掲示物やサイン類、高低差への配慮、動線の配慮、建物内の明度や静かさへの配慮などハード面の取組みが考えられます。

(3) 試行事業段階における制度イメージ



(4) 試行事業への参加募集数

おおむね 20 程度の企業等を予定しています。